

東淀工場防排煙設備修繕仕様書

1. 履行場所及び事業担当

大阪市東淀川区南江口 3-16-6
大阪広域環境施設組合 東淀工場
TEL: 06-6327-4541

2. 履行期限

令和7年3月28日

3. 修繕概要

本修繕は、上記場所において、防排煙設備である防煙防火ダンパー（協立エアテック（株）製 SFD-5M）の修繕を行うもので、本仕様書並びに本組合担当者の指示により実施する。

4. 修繕内容

- | | | | |
|-------|------------------|---------|-----------------|
| ①201番 | □850×900(mm) | 閉鎖装置数 2 | (2階焼却灰分級装置室内) |
| ②202番 | □1,050×850(mm) | 閉鎖装置数 2 | (2階捕集灰処理装置室内) |
| ③203番 | □1,200×1,200(mm) | 閉鎖装置数 2 | (2階換気ファン室) |
| ④402番 | □1,500×500(mm) | 閉鎖装置数 2 | (4階換気ファン室 4-3内) |
| ⑤405番 | □1,150×1,150(mm) | 閉鎖装置数 2 | (4階余熱利用設備室内) |
| ⑥406番 | □1,200×1,200(mm) | 閉鎖装置数 2 | (4階余熱利用設備室内) |
| ⑦407番 | □850×850(mm) | 閉鎖装置数 1 | (4階余熱利用設備室内) |
| ⑧408番 | □800×800(mm) | 閉鎖装置数 1 | (4階捕集灰処理装置室内) |

上記、8台の防煙防火ダンパーの取替を行い、作動試験を行う。修繕場所については別紙図面のとおりである。また、修繕に必要な足場の仮設撤去作業も含むものとする。

5. 特記事項

- (1) 本仕様書に疑義がある場合は、見積書提出までに本組合担当者まで照会すること。なお、契約後の疑義についてはすべて本組合の解釈とする。
- (2) 本組合担当者の指定する日に修繕作業を行うこと。土日祝の作業は原則行わないものとする。
- (3) 修繕作業は安全に十分気をつけて行うこと。作業中の事故について本組合は責任を負わない。
- (4) 本修繕に関する法令、条例及び規則等を遵守し、諸官公署の手続きが必要な場合は、遅滞なく受注者の費用で行うものとする。
- (5) 本修繕で生じた現場発生材については、敷地内の指定の場所（1階廃材置き場）に

移動させること。

- (6) 本修繕に必要な電力・水に関しては本組合の負担とする。
- (7) 本修繕において必要となる機材（足場材を含む）については、すべて受注者にて用意すること。また、機材搬入及び作業員の移動手段としては2号機エレベータを使用すること。機材搬入経路には、一部段差があるため注意して行うこと。
- (8) 修繕前中後、新旧部品、作動試験実施状況、その他修繕状況等が分かるように写真を撮影すること。作業完了後に目視で検査できない工程は、写真にて検査が行えるように詳細に撮影すること。修繕作業後は写真を添付した報告書を1部提出すること。
- (9) 契約後速やかに、監督職員に対して検査立会方法の確認を行うとともに、検査立会の内容、日付、立会者（受注者・発注者とも）、判定基準を記載した検査立会記録を作成し提出すること。
- (10) 契約締結後、大阪広域環境施設組合修繕請負提出書類一覧表（別紙）に示す書類を期限内に提出すること。様式は大阪広域環境施設組合ホームページ（<https://www.osaka-env-paa.jp/nyusatsu/yoshiki/itaku.html>）で入手できる。

コンプライアンスに係る特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者及び受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成27年条例第5号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、本契約について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(大阪広域環境施設組合総務部総務課)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第11条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(大阪広域環境施設組合総務部総務課)へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

(不当要求の取扱い)

第6条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者(大阪広域環境施設組合総務部総務課)に報告しなければならない。

※大阪広域環境施設組合総務部総務課
(連絡先：06-6630-3185)

(発注者：大阪広域環境施設組合 受注者：請負者又は受託者)

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱（平成 26 年制定。以下「要綱」という。）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、要綱第 2 条第 8 号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から要綱第 13 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本組合監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本組合に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、大阪広域環境施設組合競争入札参加停止措置要綱による公表及び停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本組合が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないとは判断した場合はこの限りでない。

大阪広域環境施設組合修繕請負提出書類一覧表【共通指定様式】

(令和4年7月1日 改正)

番号	書類名	提出部数	提出期限	摘要	様式
1	修繕着手通知書 主任技術者通知書 下請負人通知書	1	契約締結後7日以内	修繕請負契約書第6条、7条、10条による 下請負人は該当あるときのみ記載 一括委任又は一括下請負を行う場合は、必要性を詳細に記載した打合せ書を添付すること。	様式-1
2	修繕費用内訳明細書	1	監督職員の指示による	修繕請負契約書第1条第4項による 名称・数量・単位・単価・金額等、すべての項目について記載	本組合設計図書の内訳明細書に基づく
3	修繕工程表	1	監督職員の指示による	修繕請負契約書第1条第4項による	様式-2
4	引取り通知書	1	物件を引取る前まで	修繕請負契約書第11条第1項による	様式-3
5	預かりを証する書類	1	物件を引取り後速やかに	修繕請負契約書第11条第2項による	様式-4
6	修繕打合せ書	1	打合せの都度	修繕請負契約書第1条第7項による	様式-5
7	使用材料承諾依頼書	1	承諾を受ける時	修繕請負契約書第13条による 仕様書で指定する以外の材料(使用部品含む)を使用する場合にカタログ及び比較表等を添付して提出	様式-6
8	現場発生品調書	1	修繕完了日		様式-7
9	支給材料受領書	1	受領日から7日以内	修繕請負契約書第17条第3項による 支給材料がある場合	様式-8
10	支給材料返還書	1	返還する時	修繕請負契約書第17条第5項による 支給材料の返還がある場合	様式-9
11	建設副産物処理報告書	1	処理完了後速やかに	マニフェスト等の写しを添付	様式-10
12	検査要領書	1	監督職員の指示による	プラント設備に関する修繕の場合には提出	任意
13	検査立会記録	1	検査立会完了後速やかに	検査立会の内容、日付、立会者(受注者、発注者とも)、判定基準を記載すること	任意
14	修繕報告書	1	修繕作業完了後速やかに	監督職員の検査立会記録、写真記録等を合わせて提出	任意
15	修繕完了通知書	1	修繕完了日	修繕請負契約書第23条第1項による	様式-11
16	請求書	1	検査合格後速やかに	修繕請負契約書第28条第1項による	様式-12
17	その他			監督職員との協議による(各作業ごとの要求資料)	

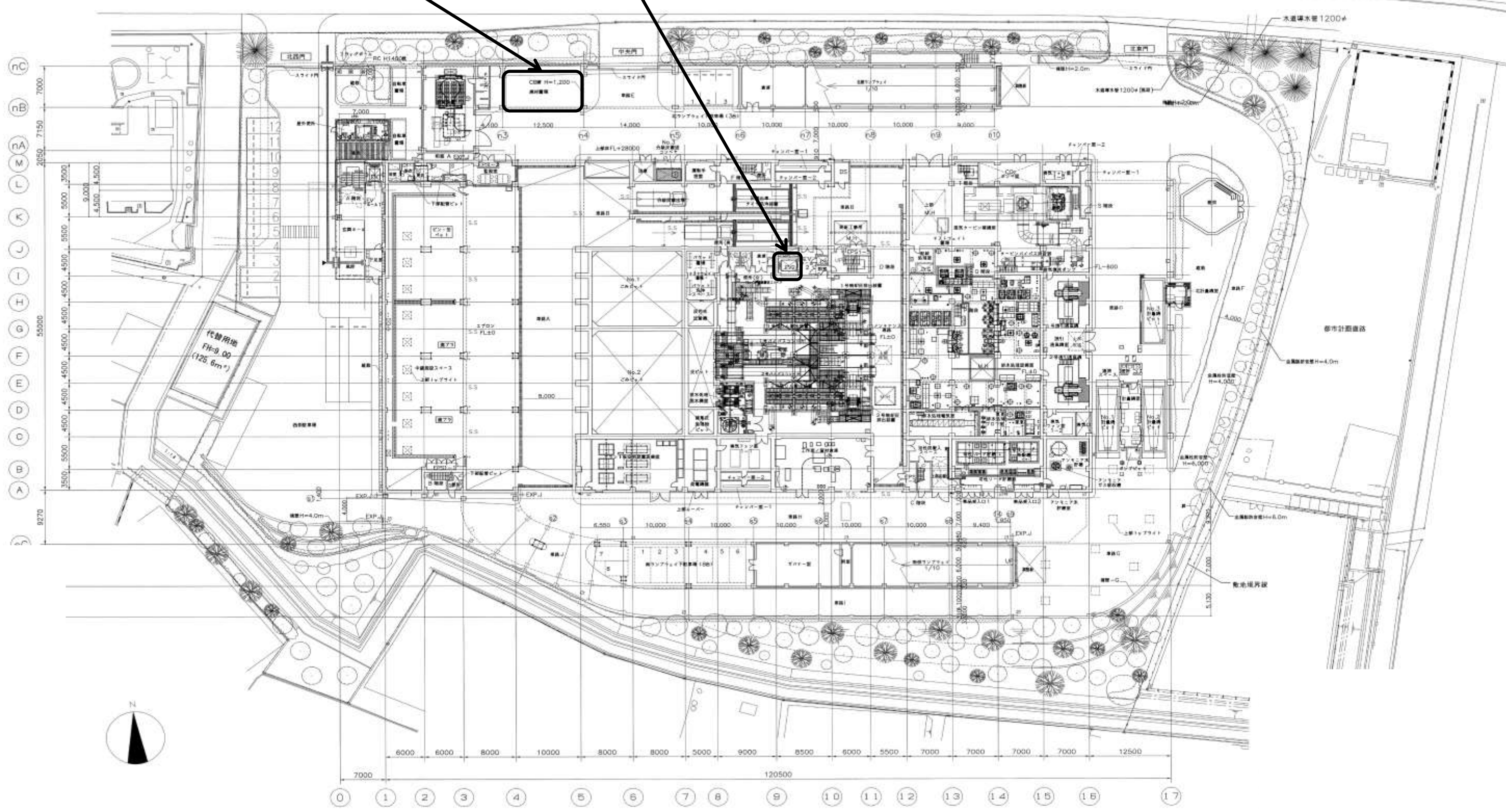
◎提出期限については、特記仕様書等に定めがある場合を除き、土曜日・日曜日・祝日を含む。

東淀工場防排煙設備修繕

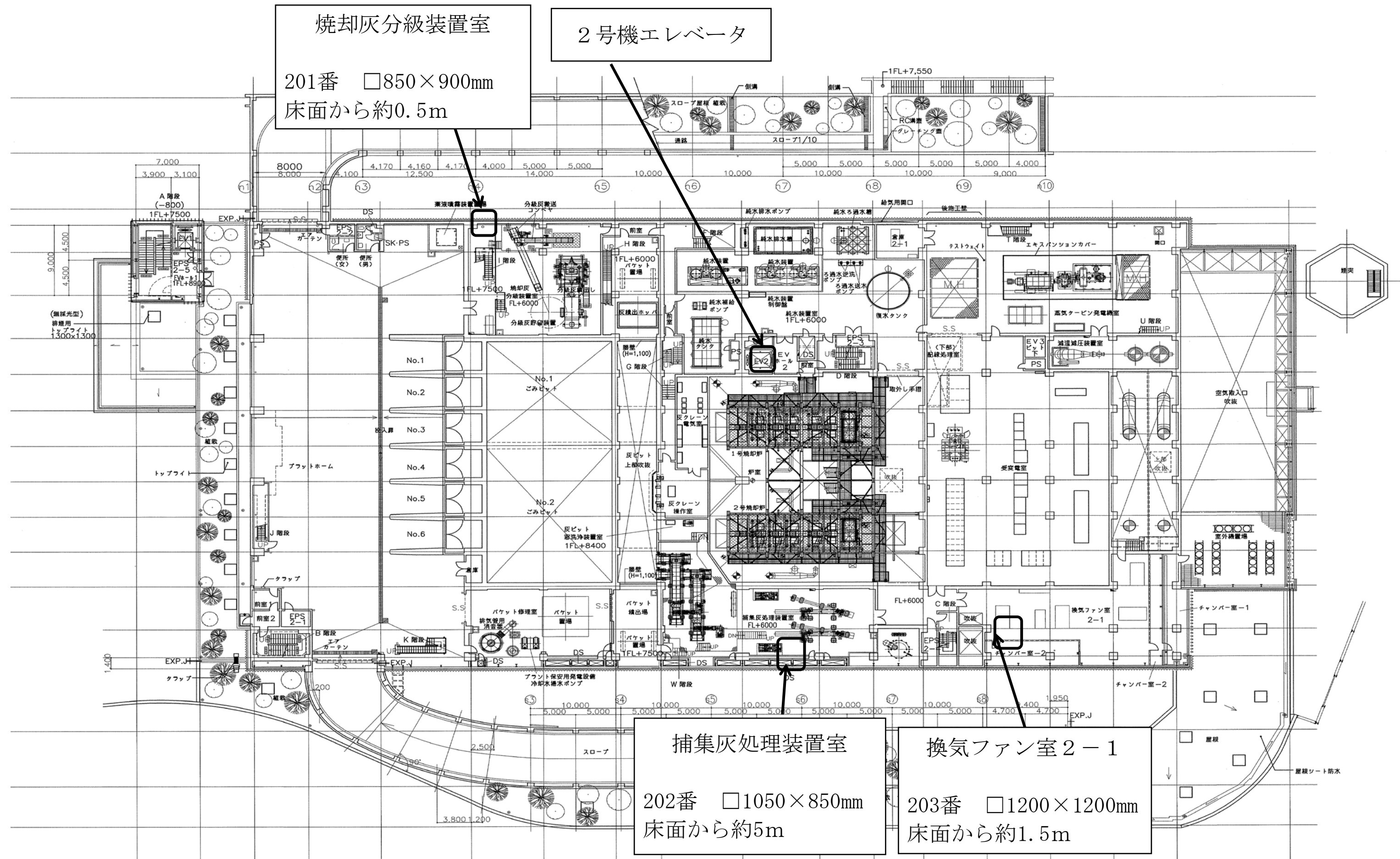
寸法・形状・摘要	員数	単価(円)	金額(円)	備考
協立エアテック(株) 防煙防火ダンパー SFD-5M 自動復帰型	201番 □850×900mm 閉鎖装置数2	1台	—	2階焼却灰分級装置室内
	202番 □1,050×850mm 閉鎖装置数2	1台	—	2階捕集灰処理装置室内
	203番 □1,200×1,200mm 閉鎖装置数2	1台	—	2階換気ファン室
	402番 □1,500×500mm 閉鎖装置数2	1台	—	4階換気ファン室4-3内
	405番 □1,150×1,150mm 閉鎖装置数2	1台	—	4階余熱利用設備室内
	406番 □1,200×1,200mm 閉鎖装置数2	1台	—	4階余熱利用設備室内
	407番 □850×850mm 閉鎖装置数1	1台	—	4階余熱利用設備室内
	408番 □800×800mm 閉鎖装置数1	1台	—	4階捕集灰処理装置室内
取替修繕費	1式	—		足場仮設解体費含む
試験調整費	1式	—		
諸経費	1式	—		運搬、搬入交通費含む
小計				
消費税及び地方消費税額				
合計				

廃材置場

2号機エレベータ



大阪広域環境施設組合東淀工場				
修繕名称	東淀工場防排煙設備修繕			
図面名称	1階平面図			
縮尺	N.T.S	令和6年10月	番号	1/3



大阪広域環境施設組合東淀工場				
修繕名称	東淀工場防排煙設備修繕			
図面名称	2階平面図			
縮尺	N. T. S	令和6年10月	番号	2/3

2号機エレベータ

換気ファン室4-3

402番 □1500×500mm
床面から約4.5m

余熱利用設備室

405番 □1150×1150mm
床面から約2.5m

406番 □1200×1200mm
床面から約3.5m

407番 □850×850mm
床面から約3m

集灰処理装置室

408番 □800×800mm
床面から約3.5m

大阪広域環境施設組合東淀工場

修繕名称 東淀工場防排煙設備修繕

図面名称 4階平面図

縮尺 N.T.S 令和6年10月 番号 3/3

